

熊本県地域生活支援事業費等補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県地域生活支援事業費等補助金の交付に係る事務取扱については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 要項の規定にかかわらず、規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式とし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本県地域生活支援事業費等補助金所要額調(別記第2号様式)
- (2) 地域生活支援事業等所要額内訳(別記第3号様式)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書の様式は、同号の規定にかかわらず、歳入歳出予算(見込)書抄本とする。

(交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効力の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (5) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 第1号から前号までに掲げる条件。この場合において、市町村にあっては、第1号及び前号の規定中「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、「県」とあるのは「市町村」と、第1号の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業等完了後5年間保管しておかななければならない。

- (6) 前号により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第4条 要項の規定にかかわらず、規則第13条の実績報告書は、別記第4号様式とし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本県地域生活支援事業費等補助金精算書（別記第5号様式）
- (2) 地域生活支援事業等実施状況調（精算額内訳）（別記第6号様式）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書の様式は、同号の規定にかかわらず、歳入歳出決算（見込）書抄本とする。

3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、毎年度別途定める日とする。
（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年11月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年2月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年2月9日から施行し、平成27年2月9日から適用する。

この要領は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年10月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年2月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年3月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年10月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年8月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年10月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年2月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

市 町 村 長
広 域 連 合 長
広域行政事務組合長

年度熊本県地域生活支援事業費等補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、熊本県地域生活支援事業費等補助金を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 3 条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

申 請 額 金 円

(添付書類)

- 1 熊本県地域生活支援事業費等補助金所要額調 (別記第 2 号様式)
- 2 地域生活支援事業等所要額内訳 (別記第 3 号様式)
- 3 歳入歳出予算 (見込) 書抄本

熊本県地域生活支援事業費等補助金所要額調

(市町村等名:)

1-(1) 直接

単位:円

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 (E×1/4) F	県補助金 既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業			0		0	0		0	
	発達障害児者地域生活支援モデル事業			0		0	0		0	
	障害者虐待防止対策支援事業			0		0	0		0	
	医療的ケア児等総合支援事業			0		0	0		0	
	成年後見制度普及啓発事業			0		0	0		0	
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			0		0	0		0	
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			0		0	0		0	
	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			0		0	0		0	
	発達障害児者及び家族等支援事業			0		0	0		0	
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			0		0	0		0	
	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業			0		0	0		0	
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			0		0	0		0	
	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業			0		0	0		0	
	特別促進事業			0		0	0		0	

(注1) 本表に実施する事業の所要額を記入すること。

(注2) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注3) F欄は千円未満を切捨てにすること。

1-(2) 間接

単位:円

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	市町村 補助基本額 E	市町村 補助予定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 (G×1/4) H	県補助金 既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
地域生活 支援事業等 補助金	地域生活支援事業			0		0		0	0		0	
	アルコール関連問題に取り組む民間 団体支援事業			0		0		0	0		0	
	薬物依存症に関する問題に取り組む 民間団体支援事業			0		0		0	0		0	
	ギャンブル等依存症に関する問題に 取り組む民間団体支援事業			0		0		0	0		0	
	精神障害にも対応した地域包括ケアシ ステムの構築推進事業			0		0		0	0		0	
	雇用施策との連携による重度障害者 等就労支援特別事業			0		0		0	0		0	
	特別促進事業			0		0		0	0		0	

(注1) 本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。

(注2) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注3) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) H欄は千円未満を切捨てにすること。

地域生活支援事業 所要額内訳

事業名		所要額 (円)	算出内訳	備考	
必須事業	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
地域活動支援センター機能強化事業					
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保			
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援			
		児童発達支援センターの機能強化			
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業			
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
		家庭・教育・福祉連携推進事業			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		知的障害者職親委託			
	特別支援事業				
	合計				

地域生活支援促進事業 所要額内訳

事業名		所要額 (円)	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	障害者虐待防止対策支援事業			
③	医療的ケア児等総合支援事業			
④	成年後見制度普及啓発事業			
⑤	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑥	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑦	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑧	発達障害児者及び家族等支援事業			
⑨	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			
⑩	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業			
⑪	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			
⑫	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業			
⑬	特別促進事業			
合計				

(注1) 本表に、実施する事業の対象経費を記入すること。

(注2) 合計が、別記第2号様式「熊本県地域生活支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

別記第 4 号様式

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

市 町 村 長
広 域 連 合 長
広域行政事務組合長

年度熊本県地域生活支援事業費等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、熊本県地域生活支援事業費等補助金に係る事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第 9 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 熊本県地域生活支援事業費等補助金精算書（別記第 5 号様式）
- 2 地域生活支援事業等実施状況調（精算額内訳）（別記第 6 号様式）
- 3 歳入歳出決算（見込）書抄本

熊本県地域生活支援事業費等補助金精算書

(市町村等名 :)

1-(1) 直接

単位:円

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県補助 基本額 E	県補助 所要額 (E×1/4) F	県補助金 交付決定額 G	県補助金 受入済額 H	差引過不足額		備考
										超過額 (H-F) I	不足額 (F-H) J	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業			0		0	0			0	0	
	発達障害児者地域生活支援モデル事業			0		0	0			0	0	
	障害者虐待防止対策支援事業			0		0	0			0	0	
	医療的ケア児等総合支援事業			0		0	0			0	0	
	成年後見制度普及啓発事業			0		0	0			0	0	
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			0		0	0			0	0	
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			0		0	0			0	0	
	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			0		0	0			0	0	
	発達障害児者及び家族等支援事業			0		0	0			0	0	
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業			0		0	0			0	0	
	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業			0		0	0			0	0	
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			0		0	0			0	0	
	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業			0		0	0			0	0	
特別促進事業			0		0	0			0	0		

(注1) E欄にはC欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注2) F欄は千円未満を切捨てにすること。

1-(2)
間接

単位:円

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	市町村補助 基本額 E	市町村 補助額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 (G×1/4) H	県補助金 交付決定額 I	県補助金 受入済額 J	差引過不足額		備考
												超過額 (J-H) K	不足額 (H-J) L	
地域生活 支援事業 費等補助 金	地域生活支援事業			0		0		0	0			0	0	
	アルコール関連問題に取り組む民間 団体支援事業			0		0		0	0			0	0	
	薬物依存症に関する問題に取り組む 民間団体支援事業			0		0		0	0			0	0	
	ギャンブル等依存症に関する問題に 取り組む民間団体支援事業			0		0		0	0			0	0	
	精神障害にも対応した地域包括ケア システムの構築推進事業			0		0		0	0			0	0	
	雇用施策との連携による重度障害者 等就労支援特別事業			0		0		0	0			0	0	
	特別促進事業			0		0		0	0			0	0	

(注2) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注3) H欄は千円未満を切捨てにすること。

地域生活支援事業 実施状況調(精算額内訳)

事業名		精算額 (円)	算出内訳	備考	
必須事業	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
	地域活動支援センター機能強化事業				
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保			
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援			
		児童発達支援センターの機能強化			
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業			
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
		家庭・教育・福祉連携推進事業			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		知的障害者職親委託			
	特別支援事業				
	合計				

地域生活支援促進事業 実施状況調(精算額内訳)

事業名		精算額 (円)	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	障害者虐待防止対策支援事業			
③	医療的ケア児等総合支援事業			
④	成年後見制度普及啓発事業			
⑤	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑥	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑦	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑧	発達障害児者及び家族等支援事業			
⑨	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事!			
⑩	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業			
⑪	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業			
⑫	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業			
⑬	特別促進事業			
合計				

(注1) 本表に、実施した事業の対象経費を記入すること。

(注2) 合計が、別記第5号様式「熊本県地域生活支援事業費補助金精算書」の対象経費実支出額欄と一致すること。